

横浜市M I C E機能強化検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 横浜市M I C E機能強化のあり方に関し、専門的立場から検討し、及び助言することを目的として、横浜市M I C E機能強化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について検討し、及び助言する。

- (1) 横浜市M I C E機能強化のあり方に関する事項
- (2) 横浜市M I C E機能強化に必要とされる施策や手法などの提案に関する事項
- (3) その他目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 検討会は委員 8 人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員会は、必要があるときは、会議の議事に関係あるものの出席を求め、その意見及び説明を聞くことができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を掌理し、議長となる。

3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

(委員の代理)

第6条 委員の代理は、原則として認めないこととする。

(会議の公開)

第7条 会議は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条に基づき、原則公開とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は文化観光局観光コンベンション振興部コンベンション振興課において処理する。

(設置期間)

第9条 委員会の設置期間は平成 24 年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 23 年 7 月 13 日から施行する。